

## 令和4年度第3回高松市入札監視委員会の結果について

- 1 開催日時 令和5年2月17日(金)午後1時から午後2時20分まで
- 2 開催場所 高松市役所 3階 32会議室
- 3 出席者 委員5名

### (1) 委員

委員長	富家	佐也加	(弁護士)
委員	春日川	路子	(香川大学法学部准教授)
委員	天谷	研一	(香川大学経済学部准教授)
委員	塚本	秀和	(公認会計士・税理士)
委員	鈴木	達也	(香川大学創造工学部助教)

### (2) 市側出席者

外村財政局次長(契約監理課長事務取扱)、鴻上契約監理課技術検査室長、三浦契約監理課長補佐、茶本契約監理課技術検査室検査担当課長補佐、森岡契約監理課技術検査室検査担当課長補佐、川畑文化財課長、小川文化財課長補佐、岡田都市計画課長、山下都市整備局次長(公園緑地課長事務取扱)、上原建築課長、三木建築課長補佐、三宅都市整備局次長(道路整備課長事務取扱)、岡道路整備課長補佐、今岡下水道部長(下水道施設課長事務取扱)、北山下水道施設課長補佐、小川下水道施設課長補佐

## 4 会議の概要

### (1) 報告

市発注工事等の入札・契約状況などについて

#### ア 工事等の発注状況について

令和4年9月から12月までの工事及び建設コンサルタント業務などの発注状況について報告を受けた。

#### 工事

一般競争入札 35件 公募型指名競争入札 42件 随意契約 1件  
随意契約(緊急工事) 10件

合計 88件 34億3,694万円

#### 建設コンサルタント業務

公募型指名競争入札 6件 随意契約 8件

合計 14件 3億4,194万円

#### イ 指名停止の状況について

令和4年9月から12月までに行った指名停止等の状況について報告を受けた。

合計 3者

### (2) 審議(抽出事案について)



<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事は補強対策事業の一部であるが、今回の入札結果により、今後の工事の発注において、随意契約になるなど、影響が生じることはあるか。</li> </ul> <p>「高松市新北町北公園便益施設建設工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入札結果の中で、辞退と無効があるがこれほどのような理由か。</li> <li>・辞退はどのように行われたか。</li> <li>・辞退の頻度は高いのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事の結果により、今後の一連の補強対策事業において、随意契約を検討する考えはない。</li> <li>・辞退については、業者の個々の判断に基づくものであり、その理由は分かりかねる。無効については、手持工事件数の上限に達していたため無効としたものである。</li> <li>・公募型指名競争入札において、参加申請の後に、入札までの手続き途中で辞退したものである。</li> <li>・辞退の頻度は比較的少ないと考えている。</li> </ul>
<p>「魚屋町栗林線（北浜・本町工区）電線共同溝詳細設計業務委託」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の8期目ということであるが、これまでと同じような業者が入札しているのか。</li> <li>・今回参加があった3者は全て市内企業ではない業者か。</li> <li>・1回目の募集においても準市内企業は参加できたが、参加しなかった理由として考えられることはあるか。</li> <li>・再募集で変更したのは地域要件だけか。</li> <li>・他の案件でもこのような再募集の際は、どういったところを修正して募集しているのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前回の第7期における設計業務については、今回とは別の業者が落札している。</li> <li>・3者とも準市内企業である。</li> <li>・手持ちの業務件数や技術者の状況など、各業者における事情によるものと推測される。</li> <li>・地域要件の拡大に加えて、単価の入れ替えのための再積算を行っている。</li> <li>・積算については、単価の見直しを行い、場合によっては見積の取り直しを行うことがある。</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後何期まで予定しているのか。</li>   <li>・過去の計画から最新の計画へ設計を反映していかなければならないと思われるが、どのように対応するか。</li>   <li>「香東川浄化センターNo. 2-1 汚水ポンプ可変速装置修繕工事(緊急工事)」</li>   <li>・汚水ポンプ可変速装置の耐用年数はどの程度なものか。また、その年数によっては、修繕ではなく新しいものに取り換えるという手法も考えられると思うがどうか。</li>   <li>・入札を行うことで、より安価になる可能性も考えられるが、他の業者でも修繕することはできなかったか。</li>   <li>・昨今の世界情勢により、部品の確保等が難しくなっているという話があるが、どのように計画を立てているか。</li>   <li>・概算工事費はどのように出しているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今現在、決まっている状況ではない。</li>   <li>・すでに終了している設計については、今後、修正設計が必要になる可能性もあると思われる。</li>   <li>・耐用年数は10年である。今回、修繕を要する箇所はポンプの電源部の一部の機器であり、この可変速装置を新規で更新した場合は、さらに費用がかかる見込みであることや、緊急に対応が必要であることを鑑み、部分修繕としたものである。</li>   <li>・修繕箇所以外の部分との関連があるため他の業者では困難である。今回は一者随意契約とする緊急工事による、安全かつ確実な施工が必要と判断した。</li>   <li>・ストックマネジメント計画に基づき、施設修繕の平準化に努めており、併せて長寿命化を進めている。</li>   <li>・緊急工事の必要が発生した時点で大まかな概算金額を施工業者に確認後、それを基に概算工事費を決定し、発注後に正式な見積書の提出を受けている。</li> </ul>
--	--